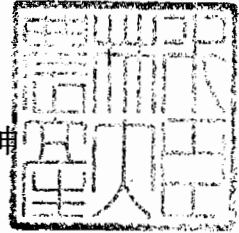




16消安第9969号  
平成17年3月11日

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 島村 宜伸



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記の事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条の4第1項（同法第23条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての再審査をすること。

- (1) 鶏の産卵低下症候群-1976（油性アジュバント加）不活化ワクチン（オイルボックス EDS-76、EDS-76 オイルワクチン-C 及び日生研EDS不活化オイルワクチン）
- (2) ドラメクチンを有効成分とする製造用原体（ドラメクチン）並びに牛及び豚の注射剤（デクトマックス）
- (3) フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤（フロロコール200注射液）及び豚の注射剤（フロロコール100注射液）

